

受益者のみなさま

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

## ご保有の投資信託についてのお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、受益者のみなさまにご投資いただいております以下対象ファンドの投資対象である「ワールド・リート・オープン マザーファンド」につきまして、運用の指図に関する権限の委託先を変更するため、2025年3月31日(月)付で下記の通り投資信託約款(以下、約款)の変更を実施する予定です。

この約款変更につきまして、法令等に基づきご異議のお申し出(以下、異議申立)の受付を行うことをご知らせ致します。何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

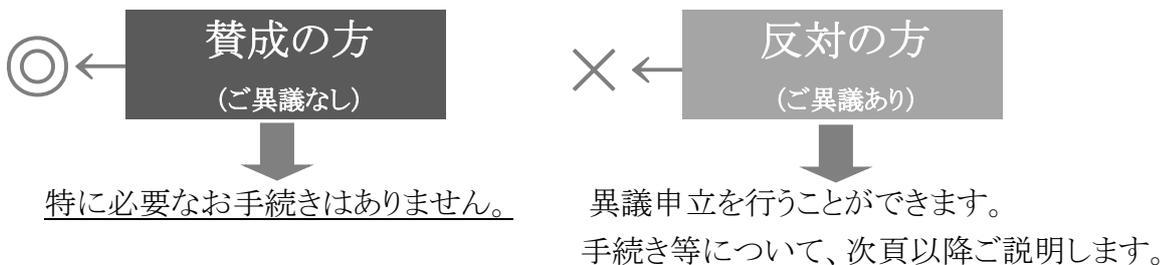
### 1.お知らせしたいこと

以下対象ファンドの投資対象である「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の約款変更について

①	ワールド・リート・オープン(毎月決算型)
②	ワールド・リート・オープン(1年決算型)
③	ワールド・リート・オープン(資産成長型)〈愛称:ワールド・リートN〉
④	ワールド・リート・オープン(毎月決算型)為替ヘッジあり
⑤	ワールド・リート・オープン(資産成長型)為替ヘッジあり〈愛称:ワールド・リートヘッジN〉
⑥	グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)

### 2.お願いしたいこと

「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の約款変更についての賛成(ご異議なし)/反対(ご異議あり)のご判断



以上

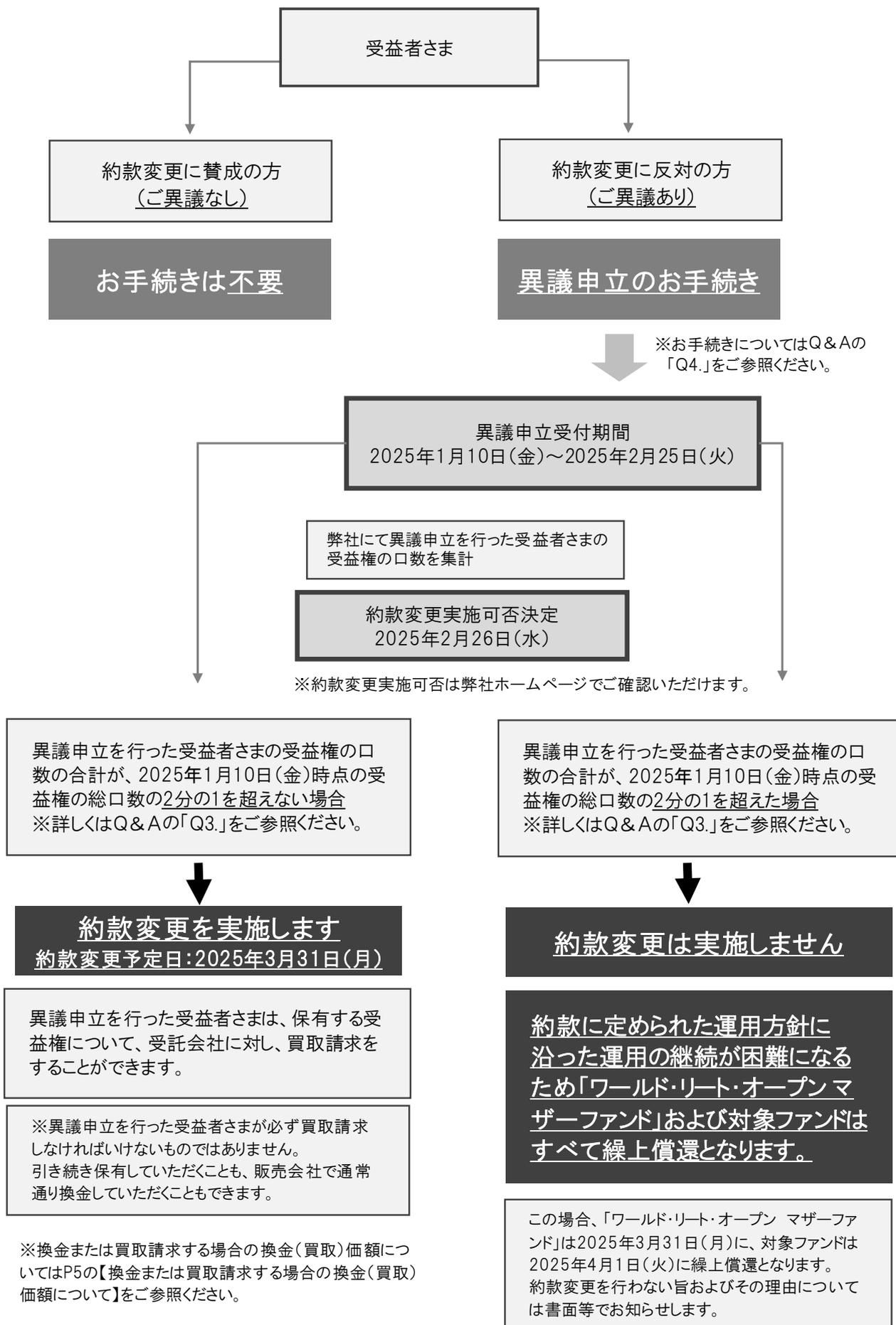
#### このお知らせに関するお問い合わせ先

三菱UFJアセットマネジメント株式会社 お客様専用フリーダイヤル **0120-759318**

【受付時間/9:00~17:00(土・日・祝日・12月31日~1月3日を除く)】

お客さまのお取引内容につきましては、お取扱いの販売会社にお尋ねください。

# 「異議申立」手続きの流れ



**対象ファンドの投資対象である  
「ワールド・リート・オープン マザーファンド」約款変更に関するQ&A**

**Q1 約款変更の理由と内容はどのようなことですか？**

A1. 対象ファンドの投資対象である「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の運用指図権限の委託先であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(以下、MSIM)より、上場リート運用業務から大半を撤退することを決定した旨の連絡を受けました。このため、2025年3月31日(月)付で運用指図権限の委託先をMSIMからシービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシーに変更することを予定しています。くわしくは、別紙の「約款変更案(新旧対照表)」をご確認ください。

運用の指図に関する権限の委託先の変更によりファンドの運用プロセス等に変更が生じることから、重大な約款変更該当するものと判断いたしました。何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、上記の約款変更が実施された場合、対象ファンドの運用管理費用(信託報酬)の引下げを予定しています。

	対象ファンド名	変更後	変更前
①	ワールド・リート・オープン(毎月決算型)	<b>年率 1.463% (税抜 年率 1.33%)</b>	年率 1.705% (税抜 年率 1.55%)
②	ワールド・リート・オープン(1年決算型)		
③	ワールド・リート・オープン(資産成長型)		
④	ワールド・リート・オープン(毎月決算型)為替ヘッジあり		
⑤	ワールド・リート・オープン(資産成長型)為替ヘッジあり		
⑥	グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)	<b>年率 1.496% (税抜 年率 1.36%)</b>	年率 1.573% (税抜 年率 1.43%)

**Q2.何か手続きが必要ですか？**

A2. 約款変更賛成(ご異議なし)の場合はお手続きの必要はありません。

約款変更反対(ご異議あり)の場合は、異議申立を行うことができます。異議申立を行えるのは、2025年1月10日(金)時点で対象ファンドを保有されている受益者さま(2025年1月8日(水)の購入申込者を含みます。)です。

異議申立の手続きは、Q4の「異議申立はどのように行うのですか？」をご参照ください。

**Q3. 約款変更が実施されるかどうかはどのようにして知ることができますか？**

A3. 2025年2月26日(水)に異議申立を行った受益者さまの受益権の口数を集計し、2025年1月10日(金)時点の「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の受益権の総口数の2分の1を超えない場合は、約款変更実施を決定いたします。なお「ワールド・リート・オープン マザーファンド」は、複数のファンドの投資対象であるため、各対象ファンドの異議申立が行われた口数をマザーファンドの持ち分をもとにマザーファンドにおける口数に引き直したものを集計し、マザーファンドにおける異議申立口数を計算いたします。

また、否決された場合、約款に定められた運用方針に沿った運用の継続が困難となるため、「ワールド・リート・オープン マザーファンド」は2025年3月31日(月)に、対象ファンドは2025年4月1日(火)に繰上償還となります。約款変更実施可否の決定については、弊社のホームページで公表いたします。

約款変更を行わない場合は、その旨および理由を弊社のホームページで公告し、受益者のみなさまには、販売会社を通じてお知らせをお送りいたします。

約款変更にかかる今後の日程は以下のとおりです。

○今後の日程(予定)

日付	内容	詳細
2025年1月9日(木)	① 目論見書臨時改版日	重大な約款変更に係るお知らせを行います。
2025年1月10日(金)	② 公告日(電子公告)	
2025年1月10日(金) ↓(異議申立期間) 2025年2月25日(火)	③ 異議申立	異議申立の受付期間中に、「異議申立書」を提出することにより、約款変更に対する反対の意思表示をすることができます。
2025年2月26日(水)	④ 約款変更実施可否決定 (※約款変更実施の可否を弊社ホームページに掲載)	「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託先の変更を行うことについて異議申立を行った受益者さまの受益権の合計口数を集計し、2025年1月10日(金)時点の「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、約款変更実施を決定いたします。 ※「ワールド・リート・オープン マザーファンド」は、複数のファンドの投資対象であるため、各対象ファンドの異議申立が行われた口数をマザーファンドの持ち分をもとにマザーファンドにおける口数に引き直したものを集計し、マザーファンドにおける異議申立口数を計算いたします。
以下、約款変更を実施する場合		
2025年3月7日(金) ↓ (買取請求期間) ↓ 2025年3月26日(水)	⑤ 買取請求	④で「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の約款変更が決定した場合には、異議申立を行った受益者さまは、保有する受益権について、受託会社に対し、その信託財産をもって買い取ることを請求できます。
2025年3月31日(月)	⑥ 約款変更日	④で「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の約款変更が決定した場合には、約款変更を実施いたします。
以下、約款変更を実施しない場合		
2025年3月31日(月)	「ワールド・リート・オープン マザーファンド」繰上償還日	④で「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の約款変更が否決された場合には、繰上償還を行う予定です。
2025年4月1日(火)	対象ファンド繰上償還日	

Q4.異議申立はどのように行うのですか？

A4. 約款変更に対して反対(ご異議あり)の受益者さまは、同封の「異議申立書」を弊社宛(住所は以下【宛先】をご参照ください。)にご郵送ください。

2025年2月25日(火)弊社到着分までを有効とさせていただきますので、余裕を持ってご投函ください。

【宛先】

〒105-7320 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号 東京汐留ビルディング  
三菱UFJアセットマネジメント株式会社 商品マーケティング企画部 約款変更担当宛

## Q5.買取請求とはどのようなことですか？

A5. 約款変更の実施が決定した場合、異議申立を行った受益者さまは、保有している受益権につき、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づいて、受託会社(ファンドの財産の保管・管理等を行う信託銀行)に対し、自己の有する受益権を公正な価額で当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取ることを請求できます。

なお、買取請求をされる場合、諸手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金手続き(販売会社でのご解約)よりも日数を要する可能性があり、手数料もかかりますのであらかじめご了承ください。

※本書に記載の「買取請求」とは、約款変更により異議申立を行った受益者さまのみを対象とするものです。  
買取請求のお手続き方法につきましては、異議申立を行った受益者さまに郵送でお知らせいたします。

## Q6.異議申立を行った場合、必ず買取請求を行う必要がありますか？

A6. 異議申立を行った受益者さまが必ず買取請求しなければいけないものではありません。

引き続き保有していただくことも、販売会社で通常通り換金(解約)していただくこともできます。

### 【換金または買取請求する場合の換金(買取)価額について】

#### ●「グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)」以外の対象ファンド

換金(買取請求)する場合の換金(買取)価額は、換金申込受付日(買取請求受付日)の翌営業日の基準価額です。

#### ●「グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)」のみ

換金(買取請求)する場合の換金(買取)価額は、換金申込受付日(買取請求受付日)の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(信託財産留保相当額)を差し引いた価額です。

信託財産留保額(信託財産留保相当額)は、換金申込受付日(買取請求受付日)の翌営業日の基準価額に0.2%をかけた額です。

#### ●対象ファンド共通

「買取請求受付日」は、原則として受託会社にて買取請求必要書類が受理された日です。

以上

## 約款変更案（新旧対照表）

## ワールド・リート・オープン マザーファンド

変更後（新）	変更前（旧）
<p align="center">－運用の基本方針－</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。</p> <p>② ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。</p> <p>③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑤ <u>運用指図委託契約に基づき、シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシー</u>に運用の指図に関する権限を委託します。</p> <p>⑥ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p>	<p align="center">－運用の基本方針－</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。</p> <p>② ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。</p> <p>③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑤ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p> <p>⑥ <u>運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク</u>に運用の指図に関する権限を委託します。また、<u>モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク</u>は<u>委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに更に委託することができます。</u></p>
<p>(運用の指図範囲)</p> <p>第13条 委託者（第15条に規定する運用権限委託先を含みます。以下、第14条、第16条、第18条、第20条第3項第3号、第24条および第25条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(運用の指図範囲)</p> <p>第13条 委託者（第15条に規定する運用権限委託先および<u>運用権限再委託先</u>を含みます。以下、第14条、第16条、第18条、第20条第3項第3号、第24条および第25条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>(以下、略)</p>
<p>(運用の権限委託)</p> <p>第15条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、資金配分および不動産投資信託証券の運用に関する権限を次の者（運用権限委託先といいます。以下同じ。）に委託します。</p> <p>商号：<u>シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシー</u></p> <p>所在地：<u>Radnor, Pennsylvania, USA</u></p> <p>② 運用権限委託先が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託に</p>	<p>(運用の権限委託)</p> <p>第15条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、資金配分および不動産投資信託証券の運用に関する権限を次の者（運用権限委託先といいます。以下同じ。）に委託します。</p> <p>商号：<u>モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク</u></p> <p>所在地：<u>米国ニューヨーク州ニューヨーク市</u></p> <p>② 運用権限委託先が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託に</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から、原則として、毎年6月および12月の10日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから3ヵ月以内に支弁するものとし、その報酬の合計額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年<u>1万分の30</u>以内の率を乗じて得た金額とします。</p> <p><u>&lt;削除&gt;</u></p> <p><u>&lt;削除&gt;</u></p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</p> <p>④ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、運用の指図に関する権限の受託を中止することができます。</p> <p>⑤ 前2項に基づき、第1項により委託を受けた者が、運用の指図に関する権限の委託を中止された場合、もしくは受託を中止した場合、委託者は第1項により委託を受けた者と同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびこの信託の名称を変更することができます。</p>	<p>係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から、原則として、毎年6月および12月の10日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから3ヵ月以内に支弁するものとし、その報酬の合計額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年<u>1万分の60</u>以内の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>③ <u>運用権限委託先は、委託を受けた運用の指図に関する権限のうち次の各号に掲げる委託内容に応じて、当該各号に掲げる者（運用権限再委託先といいます。以下同じ。）に更に委託することができます。</u></p> <p><u>1. 商号：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド</u>  <u>所在地：英国ロンドン市</u>  <u>委託内容：欧州地域および中東地域の不動産投資信託証券に関する運用の指図（調査、分析、執行、管理、ミドルオフィスおよびバックオフィスサービスを含みますがこれに限定されず、委託された業務を実行するために必要なサービスも含みます。）</u></p> <p><u>2. 商号：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー</u>  <u>所在地：シンガポール共和国シンガポール市</u>  <u>委託内容：アジア・オセアニア地域（日本を含みます。）の不動産投資信託証券に関する運用の指図（調査、分析、執行、管理、ミドルオフィスおよびバックオフィスサービスを含みますがこれに限定されず、委託された業務を実行するために必要なサービスも含みます。）</u></p> <p>④ <u>運用権限再委託先が受ける報酬は、第2項の規定に基づいて運用権限委託先が受ける報酬から、原則として、運用権限委託先と運用権限再委託先との間で別に定める取り決めに基づいて支弁されるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。</u></p> <p>⑤ 第1項および第3項の規定にかかわらず、第1項および第3項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</p> <p>⑥ 第1項および第3項の規定にかかわらず、第1項および第3項により委託を受けた者が、運用の指図に関する権限の受託を中止することができます。</p> <p>⑦ 前2項に基づき、第1項および第3項により委託を受けた者が、運用の指図に関する権限の委託を中止された場合、もしくは受託を中止した場合、委託者は第1項および第3項により委託を受けた者と同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびこの信託の名称を変更することができます。</p>

以上